174-参-厚生労働委員会-5号 平成22年3月19日
小林正夫議員、山本博司議員、近藤正道議員の質問に対し、山井厚労政務官　答弁

○小林正夫君　ありがとうございました。
　次の質問に行きます。
　山井政務官にお尋ねいたします。
　国力の源は労働にあり、私は、そういう自分の考え方を持って今日までこの労働委員会などでいろいろ発言をさせていただきました。山井政務官は、今私が言った国力の源は労働にあり、このことに対してどのように思われるか、あるいは政務官はどういう気持ちでこの労働問題に取り組んでおられるのか、そのことについて御質問いたします。
○大臣政務官（山井和則君）　小林委員、御質問ありがとうございます。私も、この国力の源は労働にありということは全く同感であります。
　今、事業仕分などで無駄を減らすということが政府でも言われておりますが、私は、一番の無駄は多数の失業者を放置しているという、こういう現状が一番の社会にとって無駄でありまして、まさに今の私たち政府は雇用の創出、働く意欲があっても働くことができない、この方々に働く場を創出することが一番重要なポイントだというふうに思っております。
　所信表明の中で長妻大臣はポジティブウエルフェアということをおっしゃいましたが、それはまさに福祉から就労へ、そしてこれは言い換えれば参加保障、だれもが働く権利があるんだということだと思います。
　私も以前、二年間スウェーデンに留学しておりましたが、スウェーデンでは完全雇用というものを大きな目的にしておりまして、その中で失業された方には切れ目なく職業訓練を提供して、そしてまた新たなより多くの雇用が必要とする分野にしばらくしてから新たなより質の高い労働者としてトランポリンのように戻っていく、やっぱりそういう社会を日本もつくるべきだと思っておりますし、そういう意味では、今大臣のセーフティーネット、細川副大臣中心に進めております基金事業、職業訓練、ますます重要になってくると思います。
　更に加えまして、今子ども手当法案も審議していただいておりますけれど、やはり子ども手当法案の一つの目的というのは、将来日本の社会を支えてくれる、労働者になってくれる、納税者になってくれる、そういう子供たちを一人も貧困やいろんな格差の中で落ちこぼれなく、立派な社会人となってくれるような一つの投資であるというふうにも考えております。
　以上です。
○小林正夫君　山井政務官がおっしゃったとおり、私は今回の子ども手当というのは、二万六千円がどうのこうのと、こういう論議、非常に盛んになっておりますけれども、これから、長妻大臣がよくおっしゃる四十五年後先、五十年先、そこの日本の人口構成がどうなっているか、そのことを考えると、やはり子供が産み育てやすい、そういう社会をつくって、やはり私は日本の国力の源は労働にありと、こう思っておりますので、元気で働ける、そういう層がきちんと日本にはいると、こういう状態をつくっていくことが大変大事だと思いますので、是非子ども手当については私はしっかりこの法案を成立をさせて実施をしていってもらうと、このことが大事だと思います。
　山井政務官に引き続きお聞きをいたしますけれども、今までの前政権でも相当私たちの税金を使って子育て支援をやってきた、このように思います。ただ結果として、出生率が一・二六とか一・三七とか、そういう数字で今日まで推移をしてきて、出生率という面から見れば、前政権でいろんな手は打ってきたんでしょうけれども、そのことが改善できなかった、このように私、受け止めています。前政権の行った政策、どこが違っていたのか、この辺についてお考えがあればお聞きをいたします。
○大臣政務官（山井和則君）　小林委員にお答えを申し上げます。
　やはり、これは一言で言えば、子育て支援に対する現金給付も現物給付も両方ともトータルでやはり不十分であったということが言えると思うんです。
　例えば、ＯＥＣＤの一番新しい統計が平成十七年の国際比較というものがありますが、その国際比較によると、

社会保障給付費に占める高齢者関係給付費と家族関係社会支出、つまり子育てを中心としている支出の差が日本は十一倍、アメリカは九倍、イギリスは二倍、ドイツは五倍、フランスは四倍、スウェーデンは三倍ということで、先進国の中で高齢者に対する支出に比べて飛び抜けて支出が子育てに対して少ないのが日本なんです。そういう意味では、保育所整備などの現物給付と子ども手当という現金給付と、やっぱり車の両輪で急ピッチで進めていくということが必要だと考えております。

○山本博司君　公明党の山本博司でございます。

本日は、介護に関する課題に関しましてお伺いを申し上げたいと思います。

冒頭に、先ほども南野委員からもございましたグループホームの火災についてお聞きを申し上げたいと思います。

三月十三日の未明に、北海道札幌市のグループホーム「みらいとんでん」で七人の入所者が亡くなるという本当に痛ましい火災が発生したわけでございます。亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げる次第でございますけれども、昨年の三月十九日には、群馬県渋川市の高齢者入所施設、静養ホーム「たまゆら」でも火災が発生をして十名が亡くなったことも記憶に新しいと思います。

厚労省では現地にすぐ職員を派遣をしたということでございますけれども、対応状況に関しまして御報告をいただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　この札幌で起きましたグループホームの火災において七名の方がお亡くなりになるという誠に痛ましい事故であり、心よりお悔やみを申し上げます。

対応でございますけれども、火災発生の翌日に早速、厚生労働省が、全自治体を通じてすべてのグループホームにおいて防火体制に怠りがないよう非常災害対策に対する点検をしてくださいという通知を出させていただいております。当然、現地にも東京からも厚生労働省の職員が参りましたし、北海道の厚生局の職員を四名火災現場に派遣をしているところであります。翌日ですけれども、三月十四日には、本省の老健局の職員一人を火災現場に派遣をして調査をしたと。

今のところ三点の問題点が、今のところでありますが、判明したということであります。このグループホームでは、用途変更に伴う建築確認申請が未届けであったということと、避難訓練をしなければいけないのにしていなかった、消防計画を立てなければならないのに立てなかったという三点で、まずは問題があったということであります。

自動火災通報装置や火災通報装置、スプリンクラーについては、これは猶予期間とか延べ面積が小規模だというようなことで、この時点では義務化までには至っていないということであります。

○山本博司君　この火災を踏まえて、福祉施設とか居住サービスにおける安全対策を検討するということで、厚労省、総務省、国土交通省、三省での緊急プロジェクト、三省庁緊急プロジェクトですか、を開催をしたということでございますけれども、この概要に関しましてお願いしたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　これは私も出席をいたしまして、早速三月十六日に、グループホーム火災を踏まえた対応策についての三省庁緊急プロジェクトを立ち上げまして、これは消防庁、国土交通省と厚生労働省であります。そして、まずは一か月の期間をいただいてもう全グループホームを調査をしていこう、具体的な詳細にわたる防火防災体制についてまず現状把握をする、そしてそれを分析をして、できる限りの対応を打っていきましょうと、こういうことを確認をいたしました。

○山本博司君　是非とも、この一か月でございますけれども、現状、スプリンクラー等含めて対応がどうなっているか、様々な形の情報大事だと思いますので、是非ともお願いを申し上げたいと思います。

そこで、まずスプリンクラーの設置基準ということでお聞きをしたいわけでございます。

消防法の施行令で定めますこのスプリンクラーの設置の義務対象というのは、昨年の四月の段階から、延べ床面積が一千平方メートル以上から二百七十五平方メートル以上ということでなったわけでございまして、今回の

火災を起こした施設というのは二百五十平方メートルで対象外だったということでございます。ワンユニットということで、グループホームはそういう形でございますけれども、あと二十五平方メートル広ければこうしたスプリンクラーが設置されていた可能性もあったわけでございまして、このスプリンクラーの設置基準の問題と、それからもう一つは、費用負担が重いということでなかなか大変だということも一方あるわけでございます。

その意味で、このスプリンクラーの設置基準を見直す、そういう必要性に関しての大臣の認識と、それともう一つは、この費用負担の軽減のために、なかなかやはり費用負担が重いということで、補助金等の助成とか、また介護報酬などの様々な観点から国が対応すると、こういう二点が必要ではないかと思うんですけれども、厚労省の立場からお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　今おっしゃられたように、この消防法施行令によって、延べ床面積が二百七十五平方メートル以上についてグループホームではスプリンクラー設置が義務付けられているということで、当然その三省庁の検討チームではこの点も大きな議論になるというふうに考えております。

このときの延べ床面積の議論のときにも聞いておりますのは、かなり今申し上げた床の面積以下の施設でありますと、スプリンクラーを義務付けられると費用がなかなか賄えなくなってしまうと、こういうような論点も出されたところでありますので、これを議論するときは、やはり費用負担というのもこれは欠かせない議論になると思いますので、まずは実態把握をした上で、先ほどのチームで、この点についても一つの論点として議論をしていきたいと思います。

○山本博司君　私ども、この点のお願いをしたいと思います。

もう一つの観点は、今回、夜間ということで、入所者九人に対して一人の夜勤職員の配置ということでございました。これは平成十八年四月からの運営基準の強化によって、グループホームの場合、一ユニット、九人に一名以上の夜勤職員の配備ということになったためでございますけれども、実際のこの火災状況、テレビ等でもいろいろ様々報道されていますけれども、九人の認知症の高齢者を一人の職員ではもう対応がなかなかできないというのが実態であるわけでございます。

しかし一方、こうした夜間の職員を増員させるというようなことは、なかなか運営上、職員の処遇からも大変な状況であるということでございますけれども、こうした職員の配置基準に関しまして見直す必要があるとお考えなのかどうか。

また、もう一方では、こうしたグループホームの火災時に、近隣の住民の助けを求めるような体制もできているような施設等もあると聞いておりますけれども、こうした地域との協力体制でお年寄りが安心をして安全に暮らせる環境整備という意味では大変大事でございます。

この二点に関しての大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　当然、その安全に暮らすことができる環境整備というのは、重要であることはもう言うまでもありません。

今の夜勤職員の件でありますが、今御紹介いただきましたように、各ユニット、九人だと思いますけれども、各ユニットに一名以上の夜勤職員を配置するというのは平成十八年四月一日からでありまして、それ以前は宿直でもいいと。つまり、宿直というのはそこで寝ててもいいというような形の職員配備でありましたが、夜勤というのは、これはきちっと起きていて夜中も対応するということに平成十八年四月一日から強化されたところであります。

その中で、我々としては、この問題については慎重に考えなければならないということで、どこまで人を増強して、グループホームの負荷がどこまで掛かるのかというようなこともありますので、まずはこのスプリンクラーとかあるいは警報装置、あるいは、今回、報道によりますと、そのストーブの近くに洗濯物というようなことも、まだ我々としてはその実態をつかんでいるわけではありませんけれども、いろいろな注意をすれば防げたものがあったのかないのかということもよく見極めて、この点については慎重に検討するということであります。

○山本博司君　是非、この一か月の中での様々な調査ということでお願いを申し上げたいと思います。

次に、介護保険制度を取り巻く課題に関しましてお聞きを申し上げる次第でございます。

今、六十五歳以上の方の人口が二千八百九十八万人ということで、総人口の二二・七％ということでございま

して、これから十五年後の二〇二五年には三千六百万人を超えるんではないか、三〇％行くのではないかというふうな試算も出ているわけでございます。ちょうど介護保険が十年。スタートの時点では、要介護認定の方々は二百十八万でございましたけれども、今二〇〇七年では四百五十一万人、二〇二五年には七百五十万人を超えるんではないかということで、やっぱり介護を取り巻く環境というのはこれから急速に深刻化してくると思います。老老介護とか、また介護離職とかということでの問題がございます

公明党は、こうした介護の問題ということを、全国三千人を超える地方議員とともに、昨年の十一月―十二月かけまして全四十七都道府県での介護の総点検を実施したわけでございます。まず、街頭のアンケート、七万六千人以上の方々、また要介護認定者、家族の方々、また介護の事業者、経営者の方を含めた介護事業者の方、また介護に働く従事者の方々、そして地方自治体の担当者の五部門に分けまして実態調査を行いまして、十万件を超える介護現場の貴重な声を聞いたわけでございます。

こうした十万件を超える調査を基にしまして、公明党として十二の重要課題の政策提言、当面をする六十四の対策につきまして、新・介護公明ビジョン、こういう提案を鳩山総理に、二月二十四日に山口代表以下お伺いをして、介護ビジョンを提言したわけでございます。また、三月九日には、私たち、地方議員の代表と併せまして、長浜副大臣のところにこの内容を含めて申し入れをさしていただきました。その際には大変にありがとうございました。

この介護ビジョンに関しまして、鳩山首相自身が大いに政府として参考にすると、このように前向きな姿勢を示されたということを聞いております。また、長妻大臣にも指示をされたということを聞いておりますけれども、安心をして老後を暮らせる長寿社会の実現のためには、介護の問題は待ったなしの政治課題でございます。是非とも、政府として真正面から取り組んでいただきたいわけでございます。

長妻大臣もこの所信の中で述べられておりますけれども、二年後の平成二十四年の報酬改定には介護報酬と診療報酬の同時改定を迎えてくる、介護と医療の連携が重要な課題だと。また、大臣は高齢者の支え方についても、今の騎馬戦型からいずれ肩車型になると、このような表現をされておりまして、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを模索されていると思います。

この介護問題に対する大臣の認識をまずお伺いをしたいと思います。

〇国務大臣（長妻昭君）　まず、私の大きな仕事は少子高齢社会の日本モデルをつくるということで、世界で最も早く少子高齢社会に突入した日本が日本独自のあるべき社会の姿を描いて、それが最終的に、ほかの先進国もいずれは、日本並みかどうかは別にして、少子高齢社会になるわけでありますので、お手本となるような、視察にどんどん来てもらえるような、そういう仕組みをつくるということが重要です。

その中で介護は本当にその中核に位置する考え方でありまして、公明党からいただいたビジョンを私なりに読ませていただいて考えますのは、三つ考え方があると。つまり、在宅介護も充実していこう、施設介護もそれは適切に充実して、最終的にその介護を受ける方、御家族がどちらでも選べるような形にできないかという論点。そしてもう一つは、それを担う介護職員の方の処遇を改善していきましょうという論点。そして、私としては、そういう論点の中で、ある意味では町づくり、一つの目配りができる地域に小規模の施設があって、そこから在宅の介護のステーションにもなるし、そこでショートステイとかデイサービスも担っていくような、そんなようなイメージの一つの理想というのがあると思います。

そういう理想に向かって進むということが必要でありますが、先ほど来出ておりますように、保険料の負担、あるいは公費の負担、そういう財源についてもきちっと議論をしていくという必要があると思います。

〇山本博司君　ありがとうございます。

やはり、今回の総点検運動で、今大臣も言われましたけれども、三つの不足があるということを様々な観点で実態が明らかになっております。一つは、介護施設の不足、またもう一つは在宅支援体制の不足、三つが介護労働力の不足という三つの不足への対応が大事だということで、我々もしっかり取り組まないといけないということであります。

そして、そうした中でこれからお聞きしますのは、そうした具体的な課題に関しまして何点か伺いたいと思います。

今回の調査で、市町村、自治体にもアンケートをいたしました。そのアンケート項目の中で今後充実していきたいサービスは具体的に何かと、このことを複数回答で聞いたところ、一番多かったのが小規模多機能居宅介護、これが五割弱を占めております。続いて認知症対応型のグループホーム、そして介護老人福祉施設、この順で多い答えだったわけでございます。

そこで、この小規模多機能型の居宅介護ということでお伺いをしたいと思います。この通いを中心として随時訪問とか宿泊といった、あらゆるこのサービス体系がそこに含まれておりまして、地域で大変この二十四時間三百六十五日の在宅介護をサポートする大変大事な事業であると思います。その意味で、今現在一日四万人程度のこの事業規模を六十万程度まで大幅に引き上げるべきだというのが私たちの提言でございますけれども、この事業の重要性に関しまして大臣はまずどういう御見解でございましょうか。

○国務大臣（長妻昭君）　先ほど申し上げましたように、やはり大体目配りできるような地域的な広さの中で在宅施設が適切に整備されるということで、その一つの中核が今言われた小規模多機能という施設だと思います。

ここは、デイサービスで昼間、御高齢の方がそこで過ごす、あるいはこれはよく言われることでありますけれども、老老介護がもう今六割近くにもなってしまいました。自宅でお年を召した方、自分の両親などを介護する、介護をする側が六十歳以上の方が今やもう六割に近いということで、レスパイトと言われる、介護する側が休みを取らなきゃいけないということで、その介護を受ける方がそういう小規模多機能の施設でショートステイということで一泊とか泊まっていただいて過ごすというようなことで非常に当然訪問介護あるいは訪問看護、看護師さんも含めた一つの拠点となるというのが一つの理想だというふうにも思いますので、これは今おっしゃられたように、昨年の十月時点で三・八万人が利用者数だということで、まだまだ整備をしていく必要があるというふうに考えております。

○山本博司君　是非とも、推進をお願いを申し上げたいと思います。

もう一つが認知症対応型のグループホーム、今回のケースでございますけれども、やはりアンケート等でもこのグループホーム、是非入りたいんだけれどもなかなか入れないという方々の希望が多い形でございます。

特別養護老人ホームは、非常にこの食費とか居住費を軽減する制度があるわけでございますけれども、グループホームには適用されないということで利用者負担の軽減も求められているわけでございまして、年金だけの方々がやはりこうしたグループホームということでもなかなか入れないということもございます。こうしたグループホームをやっぱり増設をしていくということが大変大事だと思います。その点に関しまして、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（長妻昭君）　このグループホームのみならず、先ほど言われた三つの不足ということを言われましたけれども、施設の不足の中に私もこのグループホーム、老健、特養は入っていると思いますので、この三つ等を合わせて三年間で十六万ベッド分の増強をしていきたいということでありまして、この認知症の方々がお暮らしになるグループホームにつきましても更なる拡充を進めていきたいと思います。

○山本博司君　やはり地方で、どうしても今第四次のこういう計画に基づいて平成二十三年ぐらいまでですかね、ですからその先の部分が見通しがないとなかなか地方自治体もこうした施設とかグループホームを造る場合でもなかなかできないということがございますので、山井政務官はこのグループホームに関しましては何冊も本を書かれていらっしゃるわけでございますので、是非とも力を入れてお願いを申し上げたいと思います。

もう一つは、都市部のケアハウスの普及に関しましてお聞きをしたいと思います。

高齢者が増える中でも、介護保険のサービスを受けるほどではない方々、身体機能が低下をして独りで暮らすには不安がある方々、これはこの見守り機能のある住宅であるケアハウスのニーズが大変高まっております。ところが、都市部では地価の高騰でなかなかこの普及が進んでいないということがあるわけでございますけれども、今回、厚労省として規制緩和を進めてこの低料金のケアハウスの普及に取り組んでいるということを聞くわけでございます。この取組に関しましてお示しをいただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　これについては、要介護度が比較的軽度で低所得の高齢者に対する受皿として軽費老人ホーム、いわゆるケアハウスというのがあるわけでございますけれども、これについて規制緩和を図るということで、平成二十二年度、来月から実施をしていきたいと思います。

まず、一つについては、居室面積基準を緩和しようということでありまして、これは都市部を中心とした地域においてでございますけれども、二十一・六平米以上から七・四三平米以上に引き下げるというようなことで利用料を抑えられるのではないかということでございます。そういうような形と、東京都の自治体の計画でありますが、平成二十二年度から二十三年度までの三年間で二千四百人分を目標に整備を推進するということで、こういう規制緩和も受けてこういう目標を立てられたのではないかというふうにも考えておりますけれども。ただ、緩和をしても、もちろん安全というのは重要でありますので、防災・防火体制というのは、これはきちっと確保をしていくということであります。

○山本博司君　安全面も含めて是非ともこの推進ということでもお願いを申し上げたいと思います。

次に、ショートステイに関しましてお聞きを申し上げたいと思います。

ショートステイ、これ、要介護者の方々が施設に期間限定で短期間入所をして日常生活のお世話や機能訓練などを受けることができる介護サービスの一つでございまして、在宅介護に当たっている家族の身体的、精神的負担の軽減とか、家族が急に病気とか冠婚葬祭とか仕事、旅行などで一時的に介護ができない場合などに有効に利用されている状況でございます。

ただ、私も地域を回る中で、このショートステイ、入れたいんだけれどもなかなか入れないという、そういうことを言われる部分がたくさんございます。これも、絶対数の不足とともに、ほかの施設に入れない待機待ちの方々が実際そこをショートステイに使っていて、いざというときに、緊急性のときにはなかなか空き状況にないというのが今のショートステイの実態であるということを、様々なお話を聞いたわけでございます。

こういう意味でのショートステイの拡充ということと、もう一つは家族の方々、大変介護うつということもございますし、こういう休息とか休暇を保障するレスパイトケア事業というのをもっと拡充しないといけないと思うんですけれども、この点に関しまして大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　このショートステイについては、サービス受給者数というのが二〇〇一年からずっと増やしてきておりまして、二〇〇一年に比べると二〇〇九年は一七六％になっているということで、二十六・二万人がショートステイを利用されているということでありますが、おっしゃられるように、まだまだ不足をしているというのは事実であります。

これについて拡充をする努力をしていくということで、市町村の地域包括ケア推進事業の予算というのも新規に付けさせていただくなどしておりますけれども、一つは、二年後に診療報酬と介護報酬の同時改定の議論が始まりますので、その中で、例えばこういうショートステイとかデイサービス、そういうものに対する介護報酬の評価を手厚くしていくというのも一つの論点になろうかと思いますけれども、その前にもできることについては拡充策を取っていきたいと思います。

○山本博司君　次に、今回の調査では、介護事業者、約四千五百八十七件調査をしたわけでございます。そうした中で、この介護保険制度の見直しに何が必要と考えるかという、こういう点の部分でまず第一番目に上がりましたのは、事務量の軽減、これを何とかしてもらいたい、これ六四・六％でございました。そして、その中で三番目に情報公開制度の見直し、これが三八％ということで、やはりまだどこに行ってもこの情報公開制度の問題というのが皆さん指摘をされるわけでございます。

これは情報公開サービスは、本来、利用者のニーズに合ったサービスを選ぶということで大変大事な制度であるわけでございますけれども、私はこの委員会でも二回質問をさせていただきまして、様々な課題がある。

一つはアクセスの数ということで、これも平成二十一年十月の調査ですと、大体月、各県六千件ぐらいのアクセスだと。一番最低は月百件。月百件ということは、三十で割ると一日三件、三件のアクセスしかない、こういう情報公開サービス、利用者が一体、ほとんどアクセスしていない、この介護の事業者もアクセスしていないという、そういう状況が今の実態。これは前回も指摘させていただきました。やはり、見ていただいても分かるように、もうそれは実際利用者の方がそれを具体的に利用しようという気にならない。ですから、実際ある県では民間のこういった別の有料のサービスを利用してどんどんやられているケースもあるというふうに聞くわけでございます。

この問題、また、あと費用負担の問題、これも当時私が、平成十八年のとき五万円ぐらいから、四万円、三万円

とか下がっておりますけれども、まだ負担が大きいということ。そして、調査に来られる方の質の問題もいろいろ指摘されている部分でございます。今、厚生労働省で有識者等の研究会を設けてこのことに関して検討を進めると、こう決断をされてスタートされると聞きましたので、この具体的な検討状況を教えていただきたいと思います。

○大臣政務官（山井和則君）　山本委員にお答えを申し上げます。

公明党におかれましては介護総点検ということで、やっぱり事務量ですね、現場が困っているのは事務量が非常に十年で増えてきてしまったと。そういうふうな声も踏まえまして、今、厚生労働省でも、事務量をいかに減らすかというパブリックコメントを行っております。まだ最終的な取りまとめには至っておりませんが、今、私も日々それを拝見させていただいておりますが、その中でも、残念ながら、この情報公表制度について、山本委員御指摘のように自己負担が高い、手間が掛かると。そして、それは大事なんですね、情報公表は。公表は大事なんですが、その割には利用率が少ないと、だから何とかしてほしいと、改善してほしいという声が非常にたくさん今寄せられております。

ですから、山本委員の御指摘を踏まえまして、このことについてもどういうふうに改善できるのか、これから検討してまいりたいというふうに思っております。

○山本博司君　予算が一億円ぐらい付いているということでございますかね、やはりお金を掛けてやっていらっしゃるわけですけれども、事業者の方々は逆にお金を払ってやっていらっしゃるわけですから、こういう見直してもらいたいという上位に出ている部分に関しては、是非ともお願いを申し上げたいと思います。

次に、同じ、介護従事者の調査をいたしました。一万二百八十六件の、この介護に働いていらっしゃる方々の離職率が高い原因ということで、まず一番目の収入が低い、八二・五％、辞めた方が大変多いということでございますけれども、そして心身の負担が大きいというのは七五・四％、こういう従事者の方々。そして、大変今こういう介護の問題では、介護の従事者の方の処遇改善をしてもらいたいという声が強いわけでございます。

津田委員もこのお話をされましたけれども、介護の漫画の「ヘルプマン」というのを大臣は御存じでございましょうか。これ、津田委員が舛添大臣に質問をされたんです。これは四国のくさか里樹さんという方が作者でございまして、私も四国で、高知でお会いをさせていただいたんですけれども、この介護の問題をリアルに、百太郎と仁という二人の若い、そういう登場によって、ちょうど十三巻目が介護従事者の待遇改善という、大変これはすばらしい、本当に津田委員が大臣に勧められた、前回、舛添大臣に勧められたわけでございますけれども、そういう意味で、この介護の処遇改善どう進めていくかということが大変大事でございます。

最近のこの介護従事者の処遇改善、様々前政権でもやったわけでございますけれども、その調査結果をまず教えていただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　これは平成二十一年九月時点と前年同月を比較しまして、介護従事者の平均給与額、これが約九千円増額をいたしました。これについては、そうですね、九千円増額しました。そして、今、一・五万円月額賃金を引き上げようということで、それに相当する介護職員処遇改善交付金というのを創設をいたしまして、それは申請を今促しているところでございまして、今その申請はかなり多くの事業所が申請をしていただいているということでありますが。

ただ、この処遇改善の交付金でありますけれども、必ずしも月額の給料に上乗せになっていないと、一時金になっている部分もございますので、私どもとしては、極力お給料にこの一万五千円は上乗せをしてほしいというお願いをしているところであります。

○山本博司君　この処遇改善に関しまして、やはり介護従事者の方々、待遇を改善をしていくということは大変大事な部分でございます。民主党もこのマニフェストで、月々四万円の給与増、これを掲げていらっしゃいますけれども、具体的に処遇改善、この四万円に対する取組をお示しをいただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　私ども、四万円、一か月のお給料を引き上げていきたいというふうに申し上げておりますのは、今申し上げた九千円、そして一万五千円、そしてあと一万六千円を増額をして、トータルで四万円の目標を達成をしたいということでございまして、あと一万六千円分の増額でございますけれども、これについては今検討をしているところでありまして、介護報酬の中に入れますと、もちろんそれによって保険料とかあるいは自

己負担に跳ねてまいりますので、それを外に出した基金的な形で措置をするのかどうかという手法も含めて検討をしているところでありますが、トータルで四万円の目標を達成をしていきたいというふうに考えております。
○山本博司君　報酬なのか基金なのか、様々なことあると思いますけれども、やはり現実の部分のこの介護従事者の待遇改善、これはもう喫緊でございますので、お願いを申し上げたい次第でございます。
　もう一点、介護職員の処遇改善交付金の中の対象の問題で、やはり皆さんからの要望は、チームでやっている部分がありますから、介護の分野だけじゃなくて、看護の方々とか、やはり事務職員の方々とか、そういう方々にも対象を拡大をしてもらいたいというのが喫緊ございます。この点に関してはいかがでございましょうか。
○国務大臣（長妻昭君）　これも国会でも御指摘をいただくテーマでありますけれども、今の段階ではまず介護職員ということで待遇改善をしていこうという、処遇改善をしていこうということでございまして、チームの方全体ということも大変重要な論点だというのは理解をしておりますけれども、まずは財源的な問題もあり、介護職員の処遇改善ということに取り組んでいくということであります。
○山本博司君　是非とも、このことに関しましてはお願いを申し上げたいと思います。
　そして、介護以上にもっと深刻な処遇改善ということでは、障害者の福祉従事者の処遇改善ということでございます。
　私も、地方をずっと回って、介護の現場もそうですけれども、障害者の現場も回らせていただきましたけれども、よりもっと厳しい給与体系でございまして、やはりこれも大事な部分だと思います。
　厚労省は今月の三日に障害福祉サービス従事者の処遇改善の調査結果を公表されました。二〇〇九年の四月に実施しました障害福祉サービス事業者向けの報酬改定では、常勤職員の平均月収が二〇〇八年から二・四%、七千百七十六円増え三十万五千六百六十円、一月ですね。非常勤職員の方では二千四百六十一円増の十一万九千九百六十二円ということで、まだまだ厳しいのが実態でございます。
　介護報酬を五・一%上げたりとか、また交付金等での対応をしたわけでございますけれども、この点での大臣の障害者福祉従事者の処遇改善ということでもお話をしていただきたいと思います。
○国務大臣（長妻昭君）　今おっしゃられたように、二十年九月から二十一年九月でそれぞれ改善はしているわけでございますけれども、これについても、福祉・介護人材の処遇改善事業という中で、障害福祉の現場で働く職員に対しても一人当たり平均月額一・五万円の賃金引上げに相当する金額を事業者に対して助成をするということになっているところであります。
　今後、介護保険と同様に、先ほど申し上げました四万円の賃金の引上げの実現に取り組んでいきたいというふうに考えております。
○山本博司君　是非とも、この介護の分野また障害者の従事者の方々の処遇改善をしていただきたいと思います。
　最後に一点、ちょっと飛ばした課題でございますけれども、医療と介護の問題でございます。
　今までも指摘をさせていただいておりましたけれども、介護施設における介護職員の医療行為の実施でございます。特に、夜間などの緊急時の介護職員によるたんの吸引ということで、このことに関しまして現状どんな状況なのかということを最後にお聞きしたいと思います。
○国務大臣（長妻昭君）　これもいろいろ指摘をいただいているところでございますけれども、介護職員がたんの吸引とか胃瘻による経管栄養などについて実施するということでございますけれども、今モデル事業というのを実施をしておりまして、昨年九月から全国百二十五施設で実施をしております。今申し上げたことについて、看護職員と介護職員が連携して実施するというものでありまして、そのモデル事業の実施状態も分析をした上でこの検討会議も設置をしております。特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会というのも設置をいたしましたので、そのモデル事業での分析をきちっとした上で、特養において介護職員がたんの吸引等を実施することについて結論を得ていきたいというふうに考えております。
○山本博司君　今、介護全般質問させていただきました。是非とも、大事な課題でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。
　以上でございます。

○近藤正道君　最後でございます。社民党・護憲連合の近藤正道です。

今日は、国力の源は労働であるというお話が先ほどありまして、私も全く同感でございます。そういう立場でちょっと質問させていただきたいというふうに思っています。

新成長戦略は昨年の暮れに作られましたけれども、この中で、人間らしい働き方、ディーセントワークということが非常に強調されております。雇用の安定、雇用の質の向上と生活不安の払拭が内需主導型の経済成長の基盤であると、こういうふうに言った上で、雇用の質の向上が企業の競争力強化、成長へとつながっていくんだと、その果実の適正な分配が国内消費の拡大、次の経済成長につながっていく、だから人間らしい働き方、ディーセントワークが大事だと。そのために、同一価値労働同一賃金、そして最低賃金の引上げ、ワーク・ライフ・バランス、こういうことをやっぱり大事にしていかなければならないと、こういうことを言っております。

最初に、最低賃金の引上げのことをお聞きしたいというふうに思いますが、もう既にこのことについては三党合意の中身でもありますし、厚労省の中でも検討会が立ち上がっているというふうに聞いております。今回の予算の中で新たに新規に一億円がこのために盛り込まれたわけでございます。

この最低賃金の引上げ、中小企業の支援等難しい問題がたくさんあるわけでございますが、私はこれは避けて通れない、内需主導型の経済成長への道にしっかりと踏み出すためにも避けて通れない問題だというふうに思っておりますが、この最賃の引上げ、どういうことを検討していつごろまでに実現するのか、見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　まず、この最低賃金の引上げについては、今おっしゃられたように一億円ということで、これは賃金実態の調査、最低賃金引上げのための課題等の検討を行うための経費ということで計上させていただいておりまして、今年一月に経済産業省と連携して設置をいたしました検討チームでその在り方を行うと。

つまり、一方的に最低賃金を上げるということをアナウンスする前に、最低賃金を上げると中小企業等の皆様がどこに問題が出てきて、具体的にどういう例えば収益も含めて影響が出てくるのか。それについて、最低賃金を上げると同時に中小企業対策を打った上で平仄を合わせて最低賃金を上げると、こういうような施策を取る必要があるんではないかという声もかなり出ておりますので、具体的にどういう施策と組み合わせれば最低賃金が中小企業もある程度御納得をいただいて上がるのかということを進めていくということが非常に大きな論点でありまして、これをきちっと検討をしていくということであります。そしてもちろん、雇用、経済への影響もありますので、労使関係者との調整もしていくということであります。

○近藤正道君　この最賃の話と同時に、さっきも言いましたように、同一価値労働同一賃金、そしてワーク・ライフ・バランス、これが大事だと、こういうふうに言っているわけでありまして、この具体的な道筋等については六月までの肉付け、新成長戦略の肉付けの中で道筋は出てくるんだろうというふうに思いますが、この二つについてはどういう展望と見通しをお持ちなんでしょうか。

○国務大臣（長妻昭君）　ディーセントワークでありますけれども、その中の一つであるワーク・ライフ・バランスの実現というのは大変重要であります。先ほども紹介した厚生労働省の最近発表した調査では、例えば二番目のお子さんが生まれる御家庭というのは、夫が家事を、育児を手伝う比率が高い、時間が長いということと相関関係が一定のものがあるという調査もございます。

まず第一弾としては、今年六月末に、短時間労働、幼いお子さんを持っておられる親御さんが働いている会社については短時間労働の制度を入れてくださいという義務付けを六月末から開始をするということと、あとは男性の育休を取りやすくする具体的な取組を六月末から企業にお願いをしていくというようなことでまずは取り組んでまいります。

そして、この有給休暇の取得促進というのも、これは昨日か本日か発表するということでありますけれども、このガイドラインを企業にお示しをして、その有給休暇の消化率を、あるいは消化目標を立てていただいて消化率との乖離も含めてチェックをしてくださいと、こういうようなガイドラインを設定して公表を本日までにさせていただくということになっております。

○近藤正道君　このワーク・ライフ・バランスについては、内閣府の福島大臣のところでポジティブアクション

の一つの要素として取り入れて入札の考慮要件にしたと、こういう情報が出ているわけでありますが、是非、福島大臣とも協力をしながら、これは全省庁にこういう考え方が浸透するように是非、大臣からお力添えをいただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

今回の予算委員会の中でも、非正規労働の話が何人かの方から出ました。私も昨日やりました。派遣法の見直しがこの議会で、国会で実現するということは大変結構なことでございますが、とにかくこの間の小泉・竹中路線の中で、行き過ぎた規制緩和で爆発的に非正規労働が増えたと。そして、これが雇用の不安定、生活の不安定のみならず、まさに人材の劣化という、スキルが蓄積しないと。いろんなところでいろんな弊害がやっぱり出てきて、昨日も総理がおっしゃっておられましたけれども、非正規労働の増大がやっぱり国力を弱めると、まさに国力の源は労働だという話がありましたけれども、そういう非正規労働の増大が国力を弱めると、そういう側面が非常にあるんだということを総理も言っておられましたけれども、まさにここは本当に深刻な問題として、もう一度、増大している非正規労働を大きなやっぱり政治問題としてとらえて、何とかしなければならない。

この国会の一つの共通の認識に私はなっているというふうに思うんですが、ところが今回、皆さんから示された厚労省関係予算案の概要の中の非正規労働者への総合的な対策、これを見ますと、今年に比べて来年度予算が、非正規労働者への総合的対策が約百四十億円ほど予算が落ちているわけですよ。

例えば、パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進、これは非常に重要な事業だと思いますけれども、これも落ちている。有期契約労働者の正社員転換の促進、この予算についても今年に比べて来年が落ちている。あるいは、派遣労働者等の雇用の安定の確保、これはもう偽装請負だとか派遣契約の中途解約、こういうことはもうとにかくやられっぱなし、やられ放題、これをきちっとやっぱり防止をする、コンプライアンスをちゃんと守らせると、こういう意味で非常に重要な、しかも今年は派遣法は、これはもしかすると、もしかじゃない、派遣法は抜本的に変わるわけでありますので、その辺のスムーズな、円滑な移行も、これを監視をしなけりゃならない、こういうときにもかかわらず、これがまさに半分に減らされている。あるいは、住居喪失離職者等の再就職支援、職と同時に住まいを失っていると、こういう労働者に対する就職支援、これも大幅に減らされている。

私、これ、びっくりしまして、一体何だと言って聞きましたら、いや、これ去年、前の政権のつくった制度ですよね、ところがそれをやってみたら利用者が余り多くないんで、実態に合わせて予算案削ったと。それは、利用がなければそれ削るというのは分かるけれども、しかし余りにも、何というかな、消極的というか、ないんなら、じゃなぜ利用がそんなにないのかやっぱり分析をして、制度を変えてこうやってもう一度チャレンジをするとか、いずれにしても非正規対策というのは最重要の課題だということをみんなが言っているにもかかわらず、前の政権よりも大幅に予算が減るというのは、単に利用が少ない実態に合わせて減らしたというのではそれは何とも、何というかな、納得し難い。

私、与党ですから余り批判的なことは言いたくないけれども、ここは非常に重要なことなんで、どうしてこうなったのかということについて、やっぱりちゃんと説明をしていただきたいと。それは、予算はこうなったけれども、こういう理由でこうなんで、ほかにこういう形でもって完璧な体制を取っていますというんなら、是非私が分かるように御説明をいただきたいと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（長妻昭君）　基本的に、この予算を減らしたというのは利用率が低いということでありまして、そのときに二つの理由が考えられると。一つは、利用率が低いのは、その行政がそれを周知徹底をしないとか告知が不足したとか、あるいはそれを、利用が簡便にできるようなそういう手続になっていないとか、つまり政策目的は合っているけれども、宣伝とかあるいは手続の面でなかなか利用が足りないという面と、あとは、もう一つは、その手法自体が効果が薄いということで、なかなかその政策の方向性が適切ではないということで利用が少ないと。

二つの側面があると考えておりまして、我々は、これを拝見をして、そしてこの部分については減らすということにいたしましたけれども、個々のかなり細かい対応というよりは総合的支援体制を整備しようということで、その部分については予算は倍以上にさせていただいているところでありまして、これは、正式には非正規労働者の総合的支援体制の整備ということで、職業紹介、職業相談と生活、住宅相談とを一体的に実施をするセンター

を設置をするということで、これ三十二か所ということでありますが、これを今後とも効果が上がれば増やしていくということと、そしてもう一つは、住宅手当、ここにも住居喪失離職者等の再就職支援という、先ほども紹介していただきましたけれども、これ、自治体に手続をお願いする住宅手当というものも充実をして、その給付についても一定の要件で延長をするという取組は、これは手厚くしている。そして、基金事業ということで、雇用保険に入っていない方に対する、無料で職業訓練受けて、一か月十万円、一か月十二万円という生活費を支給するというのも枠を拡充をしていくというようなことで対応しようということで、決して非正規労働者の、この御時世でありますので、何か対応を緩めるというような発想を持っているわけではありません。

○近藤正道君　是非そうあっていただきたいと思うんです。

実は私は、今の緊急人材育成、求職支援の前の制度、来年、求職支援制度になる今の制度ですね、人材育成、あれの制度を最初に見たときに、実に使い勝手が悪いということで痛感をいたしました。せっかく皆さん頭ひねって知恵出していい制度をつくって、そして今までの縦割りを改めて谷間を埋めて、弱い立場の非正規の労働者を支えようという制度をつくったにもかかわらず、物すごい使い勝手が悪くて、そしてしかも周知もいいかげんで、そして多くのがやっぱり使われないと、そういう実態を非常に見せられた。

私、この間、ＮＨＫで湯浅誠さんが参与をやめた経過を放映していましたけど、あの経過も見て、やっぱりこれ一つ一つの制度はみんなそれぞれ鳴り物入りで、これでもって非正規労働者を支えるんだといって皆さん出してきた制度でしょう。これが一年ぐらいで、一年もまだたたないかぐらいで大幅に予算を削られるというのはこれはちょっとおかしいんではないか、本当にもう一度やっぱりきちっと点検をして、皆さん個々にはみんな一生懸命やっているの分かるんだけれども、これでいいのかどうか是非しっかりと調べて、もう一度私は是非話を聞かさせていただきたいというふうに思っています。

みんな国民の血税で、せっかく使うんなら徹頭徹尾やっぱり生きるような形で使っていただきたいな。今ほどの話は、お役人もレクのときに私にそういうふうな話をちょっとしていたけれども、そんなんじゃやっぱり済まないんじゃないでしょうかね。これみんな、皆さんも今まで宣伝をしてきた話じゃないですか。それがわずか半年かそのぐらいでこんなになるというのはやっぱりおかしいと思いますよ。

何かうなずいて聞いておられましたけれども、山井政務官、何か御意見ありますか。

○大臣政務官（山井和則君）　やはり、これ非正規雇用の方を正規雇用に変えていくというのは一番重要なことなんですが、私もショックを受けたことがあるんですが、非正規雇用の人を正規雇用にしようという相談に乗っている方も正規雇用でなかったりとか、そういうふうなこともあると思うんですね。これは根本的な問題ですが、ハローワーク、今国家公務員を削減するという中で、やはりこれ正規雇用にしていくなり、やっぱりいい職場を紹介するときには本当に専門性の高いプロフェッショナルなカウンセラーが必要だと思っておりますけれども、そういう方々をこれからどうやって増やしていけるのか。

これは正直言って、予算が絡むことですのでそう簡単なことではないと思っておりますが、本格的に雇用対策に力を入れていくためにはやはりそういう人材を国がどうやって育てていくのか、そのことは一朝一夕にできることではありませんが、そういう根本的な問いを私たちは今投げかけられているんだと思っております。

○近藤正道君　いずれにいたしましても、全体として、今回の税金の使い方を変える、コンクリートから人へということで、人に着目をしてやっぱり人を支える、そういうふうに予算を大きく組み替えたと、私はもうすばらしいことだというふうに思っておりますし、この予算はもちろん賛成をいたしますけれども、今の非正規の労働者への総合的対策については全く釈然としておりませんので、是非この点についてはしっかりと分析をしていただいて、生かして税金を使っていただきたいというふうに思っています。

最後に、二分ほどありますので一つお尋ねをいたしたいと思いますが、障害者自立支援法、廃止をするということで、それまでの間軽減措置を講ずるということで、今回は事項要求になりました。三百億という話が一時流れておりましたけれども、最終的に百七億ということで障害者自立の医療の部分が結局外されてしまったと、そのことについては障害当事者の皆さんの不満もたくさん物すごく大きなものがあるわけでございますが、その辺の経緯と今後どうされるのか、そのことをお聞きをして質問を終わりたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　この二十二年度、今参議院でもお願いしている二十二年度予算案につきましては、福祉

サービスについて低所得者の方については来月から利用料負担を無料とすると、これは実現ができました。今お尋ねのものについては、自立支援医療についてもそういう措置がとれないのかということについて、我々もそういう御要望もいただいておりますけれども、これについては今度、自立支援法を廃止をして新たな制度をつくるということで議論の枠もできましたので、その中で財源の問題も含めて引き続き検討をしていくという課題になっております。

〇近藤正道君　終わります。